

墨 田 区 告 示 第 3 7 2 号

別紙の者に係る国民健康保険料に係る書類は、その住所、居所が明らかでなく送達することができないため、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部国保年金課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令和8年8月10日

墨田区長 山 本 亨

【担当】

墨田区 区民部 国保年金課

電話 03 - 5608 - 6121

項 番	管理番号	氏 名
1	1 - 2 - 7 - 7	山内 斗也
2	1 - 2 - 6 - 7	山内 斗也
3	1 - 2 - 7 - 3	BASTOLA KABITA
4	1 - 2 - 7 - 6	GAO HAIYING
5	1 - 2 - 7 - 7	GOSALBEZ BLANES BELEN
6	1 - 2 - 7 - 7	HUANG YIJIE